

令和6年12月 農業委員会総会

令和6年12月6日（金）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時00分から午後4時00分まで

1. 出席者

<農業委員>

1番	宮田早苗	6番	相京文夫
2番	京増孝一	7番	木我恭子
3番	飯田隆男	8番	石橋義弘
5番	石渡潤一		

<農地利用最適化推進委員>

竹尾謙一	篠原庄一
斉藤孝壹	大塚浩
小坂和男	

2. 欠席者（農業委員）

なし

3. 農業委員会事務局 古川事務局長・鵜澤副主査（書記）・石橋主事

4. 議題 第1号議案 農地法3条許可申請について（2件）

酒々井町農業委員会総会会議録

令和6年12月6日（金）

古川事務局長 ただいまから令和6年12月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

飯田会長 先日のふるさとまつりお疲れ様でした。晴天に恵まれ大盛況だったと思います。本日も慎重審議よろしくお願いします。

古川事務局長 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

飯田議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、7名中、7名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、7番 木我恭子委員、8番 石橋義弘委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤副主査を任命します。なお、本日の総会は、議案1件その他となりますので、よろしくお願いします。

飯田議長 始めに、第1号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第1号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。譲渡人は千葉市及び東京都豊島区在住の共有者2名、譲受人は上岩橋在住者です。申請地は、上岩橋の農地1筆で、地目は畑、面積は2,961㎡です。申請理由は、自宅に隣接し耕作が容易で耕作面積の拡大に適しているためとのことです。作付作目は大根等多品種で、権利の種類等は所有権移転です。位置については、2ページの位置図、3ページの公図をご覧ください。営農計画書については4ページをご覧ください。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、小坂委員か

ら現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

飯 田 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については、小坂委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

小坂推進委員 本申請地は譲受人の自宅のすぐ前にあり管理が容易であり、遊休農地化の防止につながるので、今回の申請は良いことだと思います。問題ありません。

飯 田 議 長 小坂委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

飯 田 議 長 特にないようなので、これから採決を行います。農地法 3 条許可申請 整理番号 1 について許可することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

飯 田 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第 1 号議案 農地法第 3 条許可申請 整理番号 1 につきましては、許可することに決定します。

飯 田 議 長 続いて、第 1 号議案 農地法第 3 条許可申請 整理番号 2 についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第 1 号議案 農地法第 3 条許可申請 整理番号 2 について説明させていただきます。資料の 5 ページをご覧ください。譲渡人は上本佐倉在住者、譲受人は本佐倉在住者です。申請地は、本佐倉の農地 1 筆で、地目は畑、面積は 48 m²です。位置については、6 ページの位置図、7 ページの公図をご覧ください

さい。本申請に至った経緯については、譲受人は本申請地の隣地で農地法第5条許可を受け住宅を建設し居住しておりますが、住宅用地の面積要件から分筆を行った結果、本申請地が残地として地目が畑のまま譲渡人の所有地として残っており、耕作可能な状態となっています。この土地について、他の活用が見込めないことから家庭菜園として有効活用したいと譲受人より申し出があり、本申請に至ったとのこと。本申請地及び隣接する譲受人の住宅の位置関係については、本日皆様のお手元に配布しました写真及び6ページの位置図をご確認下さい。作付作目はじゃがいも他多品種です。権利の種類等は所有権移転です。営農計画書については8ページをご覧ください。なお、譲受人は新規就農者ですが、必要な農機具・作業場・倉庫について確保済みとなっており、その他の許可要件とされている

- ・年間150日程度耕作に従事する予定であること
- ・労働力の確保に問題ないこと
- ・農地全てを効率的に利用して耕作を行う計画であること
- ・農地の集団化・農業上の効率的な利用等に支障がないこと

等の要件についても満たしております。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、小島委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

飯 田 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については本日小島委員が欠席とのことで、事務局から何かありましたらお願いします。

鵜 澤 副 主 査 小島委員から意見を伺っておりますので代わりに説明させていただきます。本申請地は譲受人の住宅のすぐ隣で管理が容易であり、かつ周辺が宅地化する中で本申請地のわずかな面積のみ農地として残っても放置されると遊休化するだけのため、家庭菜園として有効活用してもらえることは良いことだと考えている、とのこと。です。

飯 田 議 長 続きまして、申請人が新規就農者のため、本日総会に呼んでおりますので、入室させてください。

(申請人 入室)

飯 田 議 長 申請人の〇〇さんでよろしいですか。

申 請 人 はい。

飯 田 議 長 今、提出されました農地法３条の許可申請について、審議しているところですが、申請に至った経緯や営農計画等について説明をお願いします。

申 請 人 現在本申請地の隣の住宅に居住していますが、住宅用地の面積要件から分筆を行った結果、本申請地が畑として残っている状態です。本申請地について地権者の〇さんから自身は耕作する気はないので将来的には私が家庭菜園として使って良いと了承を得ており、かつ私としても家庭菜園があれば良いと考えていたことから双方が合意し、本申請に至りました。

飯 田 議 長 ありがとうございます。申請人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

京 増 農 業 委 員 面積が非常に小さいですが許可にあたって面積要件等で問題はありませんか。

鵜 澤 副 主 査 面積要件が廃止されたため現行制度上問題ありません。

飯 田 議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請人におかれましては、お忙しいところご苦勞様でした。

(申請人 退室)

飯 田 議 長 それでは、これから採決に移ります。農地法３条許可申請 整理番号２につ

いて許可することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

飯田議長 採決の結果、挙手全員でございますので、第1号議案 農地法第3条許可申請 整理番号2につきましては、許可することに決定します。

飯田議長 次に、その他について、事務局より何かありましたらお願いします。

(ふるさとまつりアンケート結果について)

(農業者年金加入推進 個別訪問先の決定について)

(その他)

飯田議長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

古川事務局長 7日の火曜日はいかがでしょう。

飯田議長 ただ今、7日の火曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、7日の火曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただきます、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

古川事務局長 それでは、これで12月の総会を閉会いたします。